

青森県報

号外第十六号

令和三年
三月十七日
(水曜日)

目 次

規 則

○青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……一

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の表の第一号の上欄に掲げる航空機(条例附則第四項の規定の適用を受けるものであつて同項に規定する期間に係るものに限る。)に係る前項の規定の適用については、同項中「条例第十七条第一項に規定する着陸料の額から条例別表第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額に次の表の上欄に掲げる航空機の区分に応じそれぞれ同表」とあるのは、「条例附則第四項の規定により算定した着陸料の額から当該額に二分の三を乗じて得た額に同表の第一

号」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森空港条例施行規則附則第三項の規定は、令和二年八月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円